

避難指示解除準備区域（葛尾村）で牧場を営んでいたが、原発事故により事業所の移転を余儀なくされた申立会社について、牧場内の建物につき、実際の使用状況等を考慮し、事業用資産ではなく住居として賠償額を算定（価値減少率は全損と評価）したほか、代替地取得費用等の追加的費用の一部や逸失利益が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 記

#### 1 損害項目

(1) 逸失利益 金647万8863円

期間 自 平成23年3月11日 至 平成26年10月31日

#### (2) 追加的費用

ア 代替地取得費用 金600万円

期間 自 平成24年7月23日 至 平成24年7月23日

イ 深井戸設置費用 金434万3430円

期間 自 平成25年8月15日 至 平成25年8月15日

ウ 牧場に繋養していた馬及びその子馬の預託料

金364万8676円

期間 自 平成26年5月1日 至 平成26年8月31日

エ 進入道路工事費用 金131万1830円

期間 自 平成25年4月13日 至 平成25年9月11日

オ 重機レンタル費用 金341万4303円

期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日

カ レンタカーレンタル料 金28万8120円

期間 自 平成24年10月13日 至 平成25年5月31日

キ チェーンソー、機器類の燃料代、レンタカーのガソリン代等

金30万2459円

期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年10月31日

#### (3) 財物損害

(対象となる財物は平成22年3月1日～平成23年2月28日の固定資産台帳、減価償却費明細書の各資産である。)

ア 建物（別紙物件目録記載） 金2742万7602円

イ 建物（別紙物件目録記載の建物以外のもの）

金324万9175円

ウ 建物附属設備 金1373万2013円

エ 構築物 金197万5167円

オ 機械装置 金626万9775円

カ 車両運搬具 金486万4553円

キ 工具器具備品 金37万3731円

## 第2 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項の財物損害に対する賠償金として金1893万1931円を支払済みであることを確認する。

## 第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金8367万9697円から前項記載の既払金1893万1931円を控除した6474万7766円の支払義務があることを認める。

## 第4 支払方法

(省略)

## 第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、期間の記載があるものについてはその期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年12月25日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 田中俊充)